

奈良市公報

第 2 5 7 号

平成22年 6 月 1 日印刷発行
発行所 奈 良 市 役 所
発行人 奈 良 市 長
編集人 文 書 法 制 課 長
印刷所 関西印刷株式会社

目 次

告 示

○公共下水道の供用及び下水の処理の開始……………	1
○予防接種の実施の一部改正……………	2
○生活保護法の規定による指定医療機関からの事業の廃止の届出……………	2
○生活保護法の規定による医療機関の指定……………	2
○大和都市計画第一種市街地開発事業の変更……………	2
○都市計画道路の変更案の公衆縦覧……………	3
○都市計画高度地区の変更案の公衆縦覧……………	3
○都市計画高度利用地区の変更案の公衆縦覧……………	3
○都市計画地区計画の案の公衆縦覧……………	3
○都市計画道路の変更案の公衆縦覧……………	4
○住居番号の設定……………	4
○放置自転車等の保管……………	4
○奈良市近鉄奈良駅観光案内所の開所時間の変更……………	4
○放置自転車等の保管……………	4
○地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する特別措置法の規定に基づき作成した地域住宅計画の変更……………	5
○生活保護法の規定による医療機関の指定（2件）……………	5
○生活保護法の規定による介護扶助機関の指定……………	5
○民生委員の定数の決定……………	6
○開発行為に関する工事の完了……………	6
○認可地縁団体からの告示事項の変更の届出……………	6

訓 令 甲

3 供用を開始する排水施設の位置

○奈良市総合計画策定委員会設置規程の一部を改正する訓令……………	6
----------------------------------	---

公 営 企 業

○奈良市水道局指定給水装置工事事業者の指定……………	7
----------------------------	---

教 育 委 員 会

○定例教育委員会の開催……………	7
------------------	---

農 業 委 員 会

○農地部会の招集……………	7
---------------	---

議 会

○奈良市議会だより編集委員会の委員の就任……………	8
---------------------------	---

告 示

奈良市告示第245号

公共下水道の供用及び下水の処理を開始するので、下水道法（昭和33年法律第79号）第9条の規定に基づき次のとおり公示します。

その関係図書は、平成22年5月6日から2週間、本市建設部下水道室下水道維持課に備え置いて縦覧に供します。

平成22年5月6日

公共下水道管理者 奈良市
奈良市長 仲 川 元 庸

- 1 公共下水道の供用及び下水の処理を開始する年月日
平成22年5月20日
- 2 公共下水道の供用及び下水の処理を開始する区域
奈良市鶴舞東町、中山町西二丁目、東登美ヶ丘六丁目、四条大路一丁目、東九条町、田中町及び窪之庄町の各一部

管 渠 番 号	起 点	終 点
大湊池幹線－140	奈良市鶴舞東町3293－1	奈良市鶴舞東町3293－82
大湊池幹線－141	奈良市中山町西二丁目965－2	奈良市中山町西二丁目963－3
中登美ヶ丘幹線－32	奈良市東登美ヶ丘六丁目2020－181	奈良市押熊町2063－1
都跡幹線－315	奈良市四条大路一丁目782－2	奈良市四条大路一丁目782－1
平城幹線－22	奈良市四条大路一丁目814－6	奈良市四条大路一丁目814－7
平城幹線－23	奈良市四条大路一丁目814－6	奈良市四条大路一丁目785－4
東九条幹線－154	奈良市東九条町622－2	奈良市東九条町623－1
帯解幹線－180	奈良市田中町218－4	奈良市田中町219－4

帯解幹線－181	奈良市田中町219－6	奈良市田中町219－6
帯解幹線－182	奈良市田中町219－3	奈良市窪之庄町107－7
帯解幹線－183	奈良市窪之庄町857－1	奈良市田中町514－2

- 4 供用を開始する排水施設の合流式及び分流式の別
分流式
- 5 終末処理場の位置及び名称
大和郡山市額田部南町160番地 奈良県浄化センター
(平成22年5月6日揭示済)

奈良市告示第246号

平成22年奈良市告示第171号（予防接種の実施）の一部
を次のように改正する。

平成22年5月6日

奈良市長 仲 川 元 庸

次のよう省略

(平成22年5月6日揭示済)

奈良市告示第247号

生活保護法（昭和25年法律144号）第50条の2の規定により指定医療機関から事業を廃止した旨の届出がありましたので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示します。

平成22年5月6日

奈良市長 仲 川 元 庸

医療機関の名称	医療機関の所在地	廃止年月日
辻本小児科医院	奈良県奈良市学園南一丁目1－2	平成22年3月31日
竹澤医院	奈良県奈良市西大寺北町三丁目4－6	平成22年3月31日
島田医院	奈良県奈良市富雄北一丁目2－23	平成22年3月31日
神殿ひふ科クリニック	奈良県奈良市神殿町297－2 シティコート広芝1F	平成22年4月30日
ゆめはんな歯科クリニック高の原	奈良県奈良市右京一丁目6－1 イオン高の原ショッピングセンター3階	平成22年3月31日
さくら薬局 奈良神殿店	奈良県奈良市神殿町297－2	平成22年3月31日

(平成22年5月6日揭示済)

奈良市告示第248号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により医療機関を指定しましたので、同法第55条の2の規定により告示します。

平成22年5月6日

奈良市長 仲 川 元 庸

医療機関の名称	医療機関の所在地	指定年月日
えいご皮フ科	奈良県奈良市三条本町1－2 JR奈良駅NKビル3階	平成22年5月1日
しんのクリニック	奈良県奈良市恋の窪一丁目5－1	平成22年5月1日
たかはし耳鼻咽喉科	奈良県奈良市大安寺町515－2	平成22年5月1日
ゆめはんな歯科クリニック高の原	奈良県奈良市右京一丁目6－1	平成22年4月1日
さくら薬局 奈良神殿店	奈良県奈良市神殿町297－2	平成22年4月1日
カイセイ薬局	奈良県奈良市三条本町1－2	平成22年5月1日
訪問看護ステーション彩虹	奈良県奈良市大宮町三丁目2－39－306	平成22年5月1日

(平成22年5月6日揭示済)

奈良市告示第249号

大和都市計画第一種市街地再開発事業を変更するため、都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供します。

平成22年5月7日

奈良市長 仲 川 元 庸

- 1 変更に係る都市計画の種類及び名称
大和都市計画第一種市街地再開発事業
近鉄西大寺駅北地区第一種市街地再開発事業
- 2 変更に係る都市計画を定める土地の区域
奈良市西大寺栄町、西大寺国見町一丁目及び西大寺東町二丁目の各一部
- 3 変更に係る都市計画案の縦覧場所
奈良市二条大路南一丁目1番1号
奈良市都市整備部都市計画室都市計画課
- 4 縦覧期間
平成22年5月7日から同月21日まで
- 5 意見書の提出要領
この都市計画の案について意見書を提出しようとする者は、本案についての意見の要旨及びその理由を具体的に記載し、住所及び氏名を併記した文書1通を市長あて

とし、奈良市都市整備部都市計画室都市計画課に平成22年 5 月21日までに必着するように提出してください。
(平成22年 5 月 7 日揭示済)

奈良市告示第250号

大和都市計画（奈良国際文化観光都市建設計画）道路を変更するため、都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第 2 項において準用する同法第17条第 1 項の規定により、次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供します。

平成22年 5 月 7 日

奈良市長 仲 川 元 庸

- 1 変更に係る都市計画の種類及び名称並びに都市計画を定める土地の区域

種類及び名称	土地の区域
大和都市計画道路 3・4・102号 西大寺一条線	奈良市西大寺栄町及び西大寺国見町一丁目の各一部
大和都市計画道路 8・7・100号 近鉄西大寺駅歩行者専用道	奈良市西大寺国見町一丁目及び西大寺南町の各一部

- 2 変更に係る都市計画案の縦覧場所
奈良市二条大路南一丁目 1 番 1 号
奈良市都市整備部都市計画室都市計画課
- 3 縦覧期間
平成22年 5 月 7 日から同月21日まで
- 4 意見書の提出要領
この都市計画の案について意見書を提出しようとする者は、本案についての意見の要旨及びその理由を具体的に記載し、住所及び氏名を併記した文書 1 通を市長あてとし、奈良市都市整備部都市計画室都市計画課に平成22年 5 月21日までに必着するように提出してください。
(平成22年 5 月 7 日揭示済)

奈良市告示第251号

大和都市計画（奈良国際文化観光都市建設計画）高度地区を変更するため、都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第 2 項において準用する同法第17条第 1 項の規定により次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供します。

平成22年 5 月 7 日

奈良市長 仲 川 元 庸

- 1 決定に係る都市計画の種類
大和都市計画（奈良国際文化観光都市建設計画）高度地区
- 2 変更に係る都市計画を定める土地の区域
奈良市西大寺栄町の一部
- 3 縦覧場所
奈良市二条大路南一丁目 1 番 1 号

奈良市都市整備部都市計画室都市計画課

- 4 縦覧期間
平成22年 5 月 7 日から平成22年 5 月21日まで
- 5 意見書の提出要領

この都市計画の案について意見書を提出しようとする者は、本案についての意見の要旨及びその理由を具体的に記載し、住所及び氏名を併記した文書 1 通を市長あてとし、奈良市都市整備部都市計画室都市計画課に平成22年 5 月21日までに必着するように提出してください。
(平成22年 5 月 7 日揭示済)

奈良市告示第252号

大和都市計画（奈良国際文化観光都市建設計画）高度利用地区を変更するため、都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第 2 項において準用する同法第17条第 1 項の規定により次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供します。

平成22年 5 月 7 日

奈良市長 仲 川 元 庸

- 1 決定に係る都市計画の種類
大和都市計画（奈良国際文化観光都市建設計画）高度利用地区
- 2 変更に係る都市計画を定める土地の区域
奈良市西大寺栄町、西大寺国見町一丁目及び西大寺東町二丁目の各一部
- 3 縦覧場所
奈良市二条大路南一丁目 1 番 1 号
奈良市都市整備部都市計画室都市計画課
- 4 縦覧期間
平成22年 5 月 7 日から平成22年 5 月21日まで
- 5 意見書の提出要領
この都市計画の案について意見書を提出しようとする者は、本案についての意見の要旨及びその理由を具体的に記載し、住所及び氏名を併記した文書 1 通を市長あてとし、奈良市都市整備部都市計画室都市計画課に平成22年 5 月21日までに必着するように提出してください。
(平成22年 5 月 7 日揭示済)

奈良市告示第253号

大和都市計画（奈良国際文化観光都市建設計画）地区計画を決定するため、都市計画法（昭和43年法律第100号）第17条第 1 項の規定により次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供します。

平成22年 5 月 7 日

奈良市長 仲 川 元 庸

- 1 決定に係る都市計画の種類及び名称
大和都市計画（奈良国際文化観光都市建設計画）地区計画
西大寺栄町地区計画
- 2 決定に係る都市計画を定める土地の区域
奈良市西大寺栄町232番 他

- 3 縦覧場所
奈良市二条大路南一丁目1番1号
奈良市都市整備部都市計画室都市計画課
- 4 縦覧期間
平成22年5月7日から平成22年5月21日まで
- 5 意見書の提出要領
この都市計画の案について意見書を提出しようとする者は、本案についての意見の要旨及びその理由を具体的に記載し、住所及び氏名を併記した文書1通を市長あてとし、奈良市都市整備部都市計画室都市計画課に平成22年5月21日までに必着するように提出してください。
(平成22年5月7日揭示済)

奈良市告示第254号

大和都市計画（奈良国際文化観光都市建設計画）道路を変更するため、都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供します。

平成22年5月7日

奈良市長 仲 川 元 庸

- 1 変更に係る都市計画の種類及び名称
大和都市計画（奈良国際文化観光都市建設計画）道路
3・5・103号 あやめ池登美ヶ丘線
- 2 変更に係る都市計画を定める土地の区域
奈良市あやめ池北一丁目の一部
- 3 変更に係る都市計画案の縦覧場所
奈良市二条大路南一丁目1番1号
奈良市都市整備部都市計画室都市計画課
- 4 縦覧期間
平成22年5月7日から同月21日まで
- 5 意見書の提出要領
この都市計画の案について意見書を提出しようとする者は、本案についての意見の要旨及びその理由を具体的に記載し、住所及び氏名を併記した文書1通を市長あてとし、奈良市都市整備部都市計画室都市計画課に平成22年5月21日までに必着するように提出してください。
(平成22年5月7日揭示済)

奈良市告示第255号

奈良市住居表示に関する条例（昭和42年奈良市条例第21号）第3条の規定により、次のとおり住居番号をつけたので、同条例第3条第4項の規定により告示します。

平成22年5月10日

奈良市長 仲 川 元 庸

次のとおり省略

(平成22年5月10日揭示済)

奈良市告示第256号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域

内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成22年5月10日

奈良市長 仲 川 元 庸

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域に放置されていたため。
- 2 移動年月日
平成22年5月10日
- 3 移動対象区域
近鉄奈良駅周辺及びJR奈良駅周辺自転車等放置禁止区域
- 4 保管場所
奈良市大安寺西二丁目288-1
奈良市自転車等保管施設
- 5 引取期間
移動日から60日間。ただし、奈良市の休日を定める条例（平成元年奈良市条例第3号）第1条第1項に規定する市の休日（毎月の第2及び第4土曜日を除く。）を除く。
- 6 引取時間
午前9時から午後4時30分まで
- 7 引取りのための必要事項
(1) 印鑑、自転車等の鍵並びに住所及び氏名を確認できるもの（学生証・運転免許証・保険証等）をお持ちください。
(2) 次のとおり移動及び保管に要した費用を徴収します。
ア 移動費 自転車 2,000円
原動機付自転車 4,000円
イ 保管費 1,000円（ただし、移動日から14日以内は無料）
- 8 連絡先
奈良市企画部交通政策課 電話0742-34-1111代表
(平成22年5月10日揭示済)

奈良市告示第257号

奈良市観光案内所規則（平成21年奈良市規則第60号）第6条第2項の規定により次のとおり臨時に開所時間を変更します。

平成22年5月11日

奈良市長 仲 川 元 庸

- 1 施設名
奈良市近鉄奈良駅観光案内所
- 2 臨時に開所時間を変更する日
告示の日から平成23年3月31日まで
- 3 臨時の開所時間
午前9時から午後9時まで
(平成22年5月11日揭示済)

奈良市告示第258号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域

内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成22年 5 月11日

奈良市長 仲 川 元 庸

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域に放置されていたため。
- 2 移動年月日
平成22年 5 月11日
- 3 移動対象区域
近鉄西大寺駅周辺、近鉄西ノ京駅周辺及び近鉄高の原駅周辺自転車等放置禁止区域
- 以下省略

(平成22年 5 月11日揭示済)

奈良市告示第259号

地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する特別措置法（平成17年法律第79号）第6条第1項の規定に基づき作成した地域住宅計画を変更しましたので、同条第9項において準用する同条第8項の規定により、当該計画を奈良市建設部住宅課において一般の閲覧に供します。

平成22年 5 月11日

奈良市長 仲 川 元 庸

(平成22年 5 月11日揭示済)

奈良市告示第260号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により医療機関を指定しましたので、同法第55条の2の規定により告示します。

平成22年 5 月12日

奈良市長 仲 川 元 庸

医療機関の名称	医療機関の所在地	指 定 年月日
---------	----------	------------

指定介護機関	
名称	所在地
開設者	
名称	主たる事務所の所在地
リハビリデイサービスわらく	奈良県奈良市南城戸町21-2
有限会社フレックス	奈良県奈良市南城戸町21-2
しんのクリニック	奈良県奈良市恋の窪一丁目5-1
神野 進	奈良県奈良市鳥見町三丁目22-2

ホームホスピス ひばりクリニック	奈良県奈良市三碓六丁目9-23	平成22年 5 月 1 日
長岡歯科医院	奈良県奈良市西大寺東町1-63サンワシティ西大寺3 F	平成22年 5 月 1 日

(平成22年 5 月12日揭示済)

奈良市告示第261号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により医療機関を指定しましたので、同法第55条の2の規定により告示します。

平成22年 5 月12日

奈良市長 仲 川 元 庸

医療機関の名称	医療機関の所在地	指 定 年月日
ホームホスピス ひばりクリニック	奈良県奈良市三碓六丁目9-23	平成22年 5 月 1 日
長岡歯科医院	奈良県奈良市西大寺東町二丁目1-63サンワシティ西大寺3 F	平成22年 5 月 1 日
J R 奈良駅前歯科	奈良県奈良市三条本町1-2メディカルハート3 F	平成22年 5 月 1 日

(平成22年 5 月12日揭示済)

奈良市告示第262号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、同法による介護扶助を担当する機関を次のとおり指定しましたので、同法第55条の2の規定により告示します。

平成22年 5 月12日

奈良市長 仲 川 元 庸

施設又は実施する事業の種類	指定年月日
居宅 通所介護 介護予防 通所介護	平成22年 5 月 1 日 平成22年 5 月 1 日
居宅 訪問看護 居宅 訪問リハビリテーション 居宅 居宅療養管理指導 介護予防 居宅療養管理指導 介護予防 訪問看護 介護予防 訪問リハビリテーション	平成22年 5 月 1 日 平成22年 5 月 1 日 平成22年 5 月 1 日 平成22年 5 月 1 日 平成22年 5 月 1 日 平成22年 5 月 1 日

カイセイ薬局	奈良県奈良市三条本町 1－2	居宅 居宅療養管理指導 介護予防 居宅療養管理指導	平成22年 5 月 1 日 平成22年 5 月 1 日
株式会社育星会	大阪府大阪市北区天満橋一丁目 8－30 OAPタワー		
J R 奈良駅前歯科	奈良県奈良市三条本町 1－2 メディカルハート 3 F	居宅 居宅療養管理指導 介護予防 居宅療養管理指導	平成22年 5 月 1 日 平成22年 5 月 1 日
大野 一夫	奈良県奈良市三条本町 1－2 メディカルハート 3 F		

(平成22年 5 月12日揭示済)

奈良市告示第263号

民生委員法（昭和23年法律第198号）第 4 条の規定により、次のとおり民生委員の定数を定めたので、奈良市民生委員法施行細則（平成19年奈良市規則第31号）第 2 条の規定により告示します。

平成22年 5 月13日

奈良市長 仲 川 元 庸

1 民生委員の定数

771人

2 定めた年月日

平成22年 4 月14日

(平成22年 5 月13日揭示済)

奈良市告示第264号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第 3 項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、当該開発区域を表示した図書は、奈良市都市整備部開発指導課において一般の閲覧に供します。

平成22年 5 月13日

奈良市長 仲 川 元 庸

1 許可の年月日及び番号

平成22年 3 月24日 奈良市指令都整開 第09A－44号

平成22年 4 月22日 奈良市指令都整開 第09A－44－1号

2 検査済証の交付年月日及び番号

開発行為 平成22年 5 月13日 第1214号

3 開発区域に含まれる地域

奈良市東登美ヶ丘一丁目2269番239、2269番241、2269番242、2269番264、2314番 1、2314番 2 及び2314番 5 並びに押熊町2269番210、2315番 1、2316番 2 及び2361番 11

4 開発許可を受けた者の住所及び氏名

奈良市北市町63番地の 1

株式会社 真興産 代表取締役 飯田豊勝

(平成22年 5 月13日揭示済)

奈良市告示第265号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の 2 第11項

の規定により学園朝日元町二丁目北自治会から告示した事項の変更の届出がありましたので、同条第10項の規定により次のとおり告示します。

平成22年 5 月14日

奈良市長 仲 川 元 庸

1 変更があった事項及びその内容

変更事項	変 更 前	変 更 後
事 務 所 の 所 在 地	奈良市学園朝日元町二丁目476番地の 1	奈良市学園朝日元町二丁目559番地の50
代表者の氏名及び住所	加藤 尚克 奈良市学園朝日元町二丁目476番地の 1	松井 栄二 奈良市学園朝日元町二丁目559番地の50

2 変更の年月日

平成22年 4 月 4 日

(平成22年 5 月14日揭示済)

訓 令 甲

奈良市訓令甲第 6 号

庁 中 一 般

関 係 各 所

奈良市総合計画策定委員会設置規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成22年 5 月11日

奈良市長 仲 川 元 庸

奈良市総合計画策定委員会設置規程の一部を改正する訓令

奈良市総合計画策定委員会設置規程（昭和56年奈良市訓令甲第 6 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 3 項中「市長」の次に「及び議会事務局長」を加える。

附 則

この訓令は、平成22年 5 月11日から施行し、この訓令による改正後の奈良市総合計画策定委員会設置規程第 3 条第 3 項の規定は、同年 4 月 1 日から適用する。

(平成22年 5 月11日揭示済)

公 営 企 業

奈良市水道局告示第14号

奈良市水道局指定給水装置工事事業者規程（平成10年奈良市水道局管理規程第7号）第4条第1項の規定により奈良市水道局指定給水装置工事事業者を指定したので、同規程第10条の規定により次のとおり公示します。

平成22年 5 月13日

奈良市水道事業管理者
福 村 圭 司

名称	代表者氏名	所 在 地	指定日
和田水道工業	和田 昌美	奈良市大和田町294番地	平成22年 5 月11日

（平成22年 5 月13日揭示済）

教 育 委 員 会

奈良市教育委員会告示第10号

平成22年 5 月定例教育委員会を次のとおり開催しますので、奈良市教育委員会会議規則（昭和57年奈良市教育委員会規則第12号）第3条第2項の規定により告示します。

平成22年 5 月 7 日

奈良市教育委員会
委員長 植 松 滋 子

- 1 日 時
平成22年 5 月12日（水）
午前10時から
- 2 場 所
奈良市役所北棟 3 階 教育委員会室
- 3 会議に付すべき事件
教育長報告
(1) 平成22年度奈良市学校施設開放運営協議会の委員及び管理指導員の委嘱について
(2) 平成23年度奈良市立一条高等学校教員採用候補者選考試験について
(3) 平成22・23年度奈良市少年指導委員の委嘱について
議 事
議案第 5 号 奈良市立高等学校及び幼稚園における授業料等に関する条例の一部改正について
議案第 6 号 奈良市教科用図書選定委員会規則の一部を改正する規則について
議案第 7 号 平成23～26年度使用奈良市立小学校教科用図書選定委員会委員及び研究員の委嘱または任命について
議案第 8 号 平成23年度使用奈良市立高等学校教科用図書選定委員会委員及び研究員の委嘱または任命について
議案第 9 号 平成22年度奈良市就学指導委員及び調査員の委嘱または任命について
議案第10号 平成22年度奈良市立学校評議員の委嘱について

- 議案第11号 コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）準備委員会設置要項の制定について
議案第12号 平成22年度コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）準備委員会委員の委嘱または任命について
議案第13号 奈良市幼児教育推進委員会設置要項の制定について
議案第14号 奈良市幼児教育推進委員会委員の委嘱または任命について
議案第15号 奈良市集会所条例施行規則の廃止について
議案第16号 奈良市図書館協議会委員の委嘱について
その他

- (1) 教育委員会の後援・共催にかかる事業について
4 月～ 5 月
傍聴受付は、開催日の午前 9 時から午前 9 時50分までで、定員 5 名になり次第締め切ります。
（平成22年 5 月 7 日揭示済）

農 業 委 員 会

奈良市農業委員会告示第10号

奈良市農業委員会平成22年 5 月農地部会の会議を次のとおり招集しますので、奈良市農業委員会部会会議規則（昭和32年奈良市農業委員会告示第4号）第3条第1項の規定により告示します。

平成22年 5 月 7 日

奈良市農業委員会
農地部会長 右 原 正 卓

- 1 日時
平成22年 5 月14日（金） 午後 1 時30分
- 2 場所
奈良市二条大路南一丁目 1 番 1 号
奈良市役所 北棟 6 階 第22会議室
- 3 審議案件
(1) 農地法（昭和27年法律第229号）第3条、第4条及び第5条に関する許可申請及び届出について
(2) 農地法施行規則（昭和27年農林省令第79号）第32条第1号に該当する転用の届出について
(3) 相続税の納税猶予に関する適格者証明について
(4) 相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況確認について
(5) 農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第6条の規定による基本構想の見直しに関する意見について
(6) 農地法第18条第6項の規定による通知の受理について
(7) 水田利用転換届出について
(8) 知事許可について（4 月許可分）
(9) 非農地証明について（4 月分）
（平成22年 5 月 7 日揭示済）

議**会**

奈良市議会告示第2号

平成22年5月6日、奈良市議会だより編集委員会の天野秀治委員が辞任したので、同日、池田慎久議員が同委員に就任しました。

平成22年5月7日

奈良市議会議長

山 本 清

(平成22年5月7日揭示済)